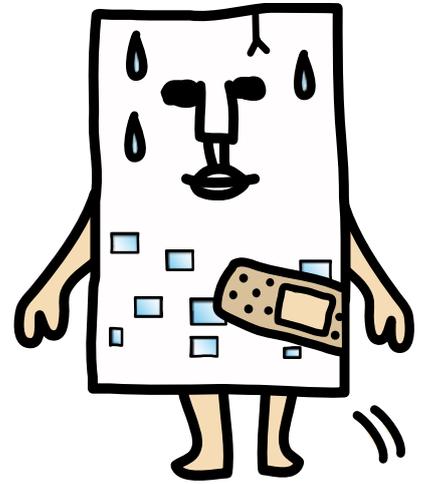


# 建築物を仲介する皆様へ

## はじめに

建築物が適法な状態であれば、火災等が発生しても円滑に避難ができ、防火上も危険な状況を避けることができます。

しかし、法令の知識が十分でないため、意図せず建築基準法違反の状態となることがあります。そのため、神戸市では建築基準法に関する情報提供を始めました。今回は「非常用照明装置」です。裏面のチェックリストをご活用ください。



お問い合わせ・ご相談は神戸市建築住宅局安全対策課まで  
(裏面参照)

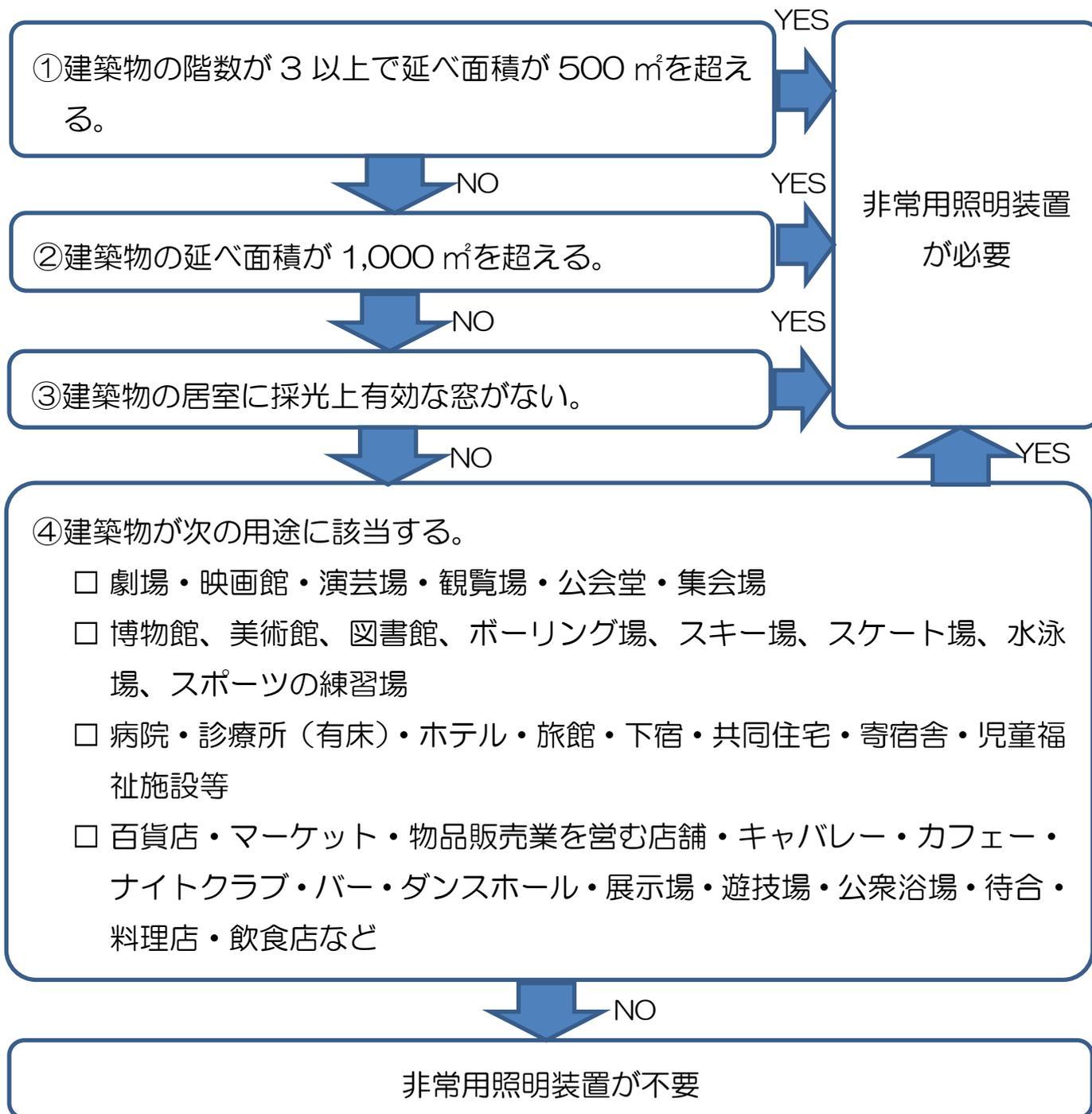
## 非常用照明装置とは…

火災や地震で停電することがあります。停電した場合に非常用照明装置が点灯すれば、避難経路や避難口の確認ができ、冷静に避難することができます。

そのため、裏面の条件に該当する建築物の各居室、廊下、階段には、停電時でも点灯する「非常用照明装置」を設置しなければなりません。



# チェックリスト



※特例として一定の条件に該当すれば非常用照明装置の設置が免除される場合があります。

神戸市 建築住宅局 建築指導部 安全対策課 ビル防災対策係

Tel : 078-595-6569

Fax : 078-595-6664